事前申請が必要です！

平成29年度鮭川村資格取得支援事業

仕事に役立つ資格を取得した場合、経費の２分の１（上限１人１０万円）※を村が補助します。

※交付額は千円未満切り捨て

対　象　者

１．村内に住所を有し、満７０歳までの方で、別表の資格取得に係る経費を負担した方

※申請者は補助の申請時において村税等に滞納の無いこと。

※学生の場合は、本人・保護者ともに、住所を鮭川村に有すること。
（村外に通学している学生も可）

※補助の申請者は、未成年の場合はその保護者

対 象 資 格

別表（裏面）に掲げる国家資格及び国家検定（技能検定）

例：介護福祉士、調理師、危険物取扱者、宅地取引主任者、自動車整備士、大型自動車免許
情報処理技術者、食品衛生管理者、狩猟免許など

対 象 経 費

資格取得に必ず要する講習等の受講料（教材費含む）、受験料、資格登録料など

※旅費等は除きます

申 請 期 限

平成３０年３月３１日まで

※平成２９年４月１日以降に受講または受験したもの

手　続　き

１．補助申請

補助金交付申請書に資格取得に必要な経費がわかるパンフレット等を添えて産業振興課へ提出

２．交付決定

審査の上、交付決定を送付いたします

３．資格取得

必要な講習等を受講し、資格を取得してください

４．実績報告

実績報告書に、領収書、資格取得を証明する免許書等、必要書類を添付して産業振興課に提出

５．補助金交付

ご指定の口座に、補助金をお振込み

※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

産業振興課林政商工係　℡５５－2111（内線２５４）